

台風・風水害等非常の場合における措置

台風・風水害時の措置は次の通りとする。

伊丹市に次のいずれかの警報が発令中のとき、生徒は登校しない。ただし、**考查期間**、**課題**考查日については対象市町が異なる。(考查期間、課題考查日の欄を参照)

暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報

午前7時まで解除されているときは、予定通りの授業を行う。

『平常授業時』

- 1 午前7時の時点で警報が発令されている場合、自宅で待機する。
- 2 10時まで解除された場合は、第5校時より授業を行う。

SHR 13:00

第5限 13:15～14:05

第6限 14:15～15:05

第7限 15:15～16:05

- 3 警報が10時の時点で解除されていない場合、休業日とする。
- 4 **伊丹市以外**の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする(公欠扱い)。ただし、警報が解除された時は、登校して授業を受けるものとする。
- 5 その他特別の場合は、校長の指示による。

『考查期間』

1 午前7時の時点で、**伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市、西宮市**のいずれかに、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかの警報が発令されている場合、臨時休校とし、当該日の考查を**考查最終日の翌日**に実施する。

なお、その日が休日の場合はさらにその翌日に実施する。

※中間**考查中**の3年生のみの定期**考查**の場合は、1・2年生は定期**考查**以外、3年生は定期**考查中**として判断する。

- 2 上記の対象市町以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする(公欠扱い)。
- 3 その他特別の場合は、校長の指示による。

『課題考査日』

1 午前7時の時点で、伊丹市、川西市、宝塚市、尼崎市、西宮市のいずれかに、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかの警報が発令されている場合、自宅待機とし、考査を翌日に実施する。

※3年生が課題考査のない場合は、平常授業と同様の対応とし、対象市区も平常授業時のものとする。

2 上記の対象市町以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

3 午前10時の時点で、伊丹市に警報が発令されていない場合は、第5校時より授業を行う。伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発令されている場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

SHR 13:00

第5限 13:15～14:05

第6限 14:15～15:05

第7限 15:15～16:05

4 午前10時の時点で、伊丹市に警報が発令されている場合、休業日とする。

5 その他特別の場合は、校長の指示による。

『特編授業等午前中のみの日』

1 午前7時の時点で警報が発令されている場合、臨時休校とする。

2 伊丹市以外の生徒の居住地にのみ警報が発令された場合、その地域の生徒は自宅待機とする（公欠扱い）。

3 その他特別の場合は、校長の指示による。